

清流の国ぎふ



【骨子案】

第3期岐阜県強靱化計画

強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を
次世代に引き継ぐために

(令和7年度～11年度)

令和6年9月
岐阜県

I 岐阜県強靱化計画について

1 計画策定の趣旨

- ・本県における国土強靱化の推進に関する基本的な計画であり、県の強靱化に係る他の計画等の指針となるもの（国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画）
- ・平成27年3月に、全国に先駆けて岐阜県強靱化計画を策定。令和2年3月には、第2期岐阜県強靱化計画（以下「現行計画」という。）に見直しを実施
- ・どんな自然災害*が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げることを目的に策定

※5つの自然災害を想定：風水害、渇水、大雪、地震、火山災害

2 計画の性格

- ・第3期岐阜県強靱化計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定

3 計画期間

- ・令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

Ⅱ 計画見直しのポイント

1 現行計画の進捗状況の反映

- ・ 現行計画に基づく施策の進捗状況の把握、当該進捗状況の分析・評価を行い、目標値の改定や新たな施策方針等を検討

現行計画の進捗状況：別紙1

2 「国土強靱化基本計画」の見直し内容などの反映

- ・ 社会経済情勢の変化や近年の災害からの知見に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」や「地域における防災力の一層の強化」といった新たな方針を踏まえて見直しが行われている「国土強靱化基本計画」の内容を反映
- ・ 直近に本県で発生した「令和2年7月豪雨災害」や「令和3年8月の大雨」などの災害経験についても反映

3 令和6年能登半島地震を踏まえた震災対策の見直し結果の反映

- ・ 4つのテーマを軸にした本県における震災対策の見直し結果を反映

<震災対策見直しの4つのテーマ>

- ① 孤立・ライフライン途絶の長期化への対策強化
- ② 建物耐震化の促進
- ③ 避難所における生活・衛生環境の改善
- ④ 災害対応における県・市町村間の連携強化

Ⅲ 見直し後の計画の全体構成

第1章 強靱化の基本的考え方

- 1 強靱化の理念
- 2 基本目標
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

第2章 本県の地域特性

- 1 地理的・地形的特性
- 2 気候的特性
- 3 社会経済的特性

第3章 計画策定に際して想定するリスク

- 1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪
- 2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）
- 3 火山災害

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の整理
- 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針
- 3 施策目標とする指標の設定

第6章 計画の推進

- 1 施策の重点化
- 2 毎年度のアクションプランの策定
- 3 計画の見直し

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

- 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化する
 - ・気候変動の影響による豪雨災害の激甚化・頻発化、さらには令和6年能登半島地震をはじめとする大規模地震の発生などを踏まえ、今後も強靱化の取組みを緩めることなく強化
- 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ
 - ・県民の命を守り、命をつないでいくため、ハード面での防災対策を加速していくことに加え、地域の特性に応じた「自助」、「共助」の力を最大限に引き出すことにより、地域防災力の向上を図る
- 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る
- 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献

2 基本目標

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 本県の地域特性を踏まえた取組推進

- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、令和6年能登半島地震を踏まえた本県における震災対策の見直し内容も念頭に置いて取組みを推進
- ・人口減少や過疎化の進行、新たな感染症の流行など、現行計画策定以降の本県を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた取組みを推進

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・近傍の地方公共団体や、同時に被災しにくい遠距離の地方公共団体との災害協力協定の締結及び協定内容の充実化に取組み、災害時における支援・受援体制の強化を推進
- ・新たに国において策定が法定化された「国土強靱化実施中期計画」も踏まえながら、引き続き強靱な県土づくりを強力かつ継続的に推進

- (3) 防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進 **新**
- ・強靱化の担い手は、県民一人ひとりであるという視点に立ち、防災教育を進め、防災リーダー・消防団員等、地域の防災人材を育成
 - ・県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組みを推進
 - ・過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、災害関連死を最大限防止することを念頭に置き、避難所の環境改善や被災者の心身のケアのための取組みを推進
- (4) デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化に向けた取組推進 **新**
- ・災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、強靱化を効率的に推進

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性

○清流の国・木の国山の国

- ・木曾三川、三千メートル級山岳地帯からゼロメートル地帯

○日本の真ん中に位置する内陸県、東西南北の交通結節点、周囲に7県

○南海トラフ地震や内陸直下地震の発生が懸念

- ・南海トラフ地震の30年以内発生確率70～80%

○御嵩町を中心とする中濃・東濃地域に亜炭鉱廃坑が存在

○県内の道路施設数・河川管理延長は全国トップクラス

2 気候的特性

○多雨地域で、近年短期的・局地的豪雨が増加

- ・木曾三川流域の年間降水量約2,500mm

3 社会経済的特性

○日本を支える中部圏経済の一翼

○自動車依存度の高さ

○長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展

- ・2050年には約137万人まで減少する見通し

○災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方は増加

○地域の安全・安心を担う人材が減少

- ・道路啓開や除雪等、非常時に最前線で作業する建設業者の担い手不足
- ・捜索救助や避難誘導等、様々な役割が求められる消防団員は減少傾向

○県内在住外国人や外国人観光客の増加 **新**

- ・本県の在住外国人数は、2023年に過去最高となり増加傾向
- ・外国人観光客は、アフターコロナにおいて急速に回復

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪

- ・「令和2年7月豪雨災害」や「令和3年8月の大雨」、「令和6年1月の大雪」など現行計画策定後に県内で発生した甚大な風水害や大雪に関する記載を追加

2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた本県における震災対策の見直し内容に関する記載を追加

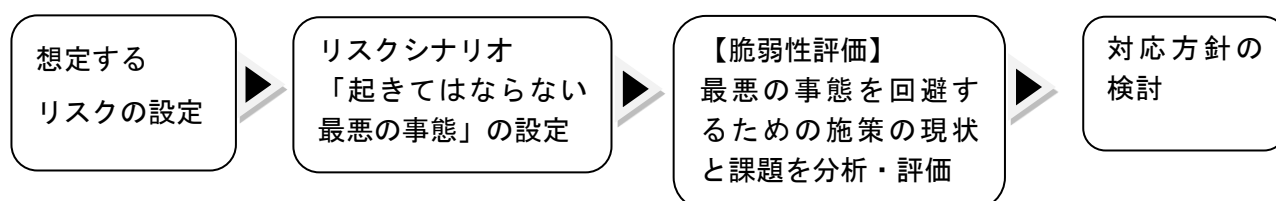
3 火山災害

- ・噴火警戒レベルなど県内の5つの活火山に関する記載を更新

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ・「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するため現状と課題について、以下の枠組み及び手順により対応方針を検討



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- ・想定する災害リスクや本県の地域特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態」を設定

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

| | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|---|---|--|
| 1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | 1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生 |
| | | 2 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ <u>ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む</u> ） |
| | | 3 大規模な土砂災害（ <u>深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など</u> ）や火山噴火（ <u>火山噴出物の流出等を含む</u> ）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生 |
| | | 4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生 |
| | | 5 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、 <u>悪質な虚偽情報の発信</u> 等による人的被害の発生 |
| | | 6 暴風雪や豪雪等に伴う災害（ <u>孤立、大規模車両滞留など</u> ）による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、 <u>関連死を最大限防ぐ</u> | 7 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 8 <u>道路寸断等による</u> 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生 |
| | | 9 <u>自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断</u> 等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足 |
| | | 10 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、 <u>支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</u> |
| | | 11 <u>長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死</u> の発生 |
| | | 12 <u>想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱</u> |
| | | 13 <u>大規模な自然災害と感染症との同時発生</u> |
| 3 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 14 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、 <u>受援体制の不備</u> による行政機能の大幅な低下 |
| | | 15 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 4 | 生活・経済活動を機能不全に陥らせない | 16 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響 |
| | | 17 <u>高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出</u> |
| | | 18 食料や物資の供給の途絶、 <u>分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響</u> |
| | | 19 異常湧水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| | | 20 農地・森林や生態系等の被害に伴う <u>県土の荒廃・多面的機能の低下</u> |
| 5 | <u>情報通信サービス、電力・燃料等</u> ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 21 ライフライン（電気、ガス、 <u>石油</u> 、上下水道等）の長期間・ <u>大規模</u> にわたる機能停止 |
| | | 22 幹線 <u>道路・鉄道</u> が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による <u>物流・人流への甚大な影響</u> |
| 6 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 23 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 24 <u>災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等</u> による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 25 <u>公共施設</u> の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 26 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、 <u>地域産業の担い手の長期避難</u> 等による有形・無形の文化の衰退・喪失 |
| | | 27 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 28 <u>自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</u> |
| 7 | <u>孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える</u> | 29 <u>孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態</u> |

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

- ・「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価
- ・その上で、分野横断的な視点での分析・評価に向け、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を実施

脆弱性評価一覧：別紙2、別紙3

(個別施策分野)

- | | |
|--------------|------------------------|
| ①交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| ②国土保全 | ～火山、河川、砂防、治山等対策～ |
| ③農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| ④都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| ⑤保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| ⑥産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| ⑦ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| ⑧行政機能 | ～公助の強化～ |
| ⑨環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

(横断的分野)

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ⑩リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の底上げ～ |
| ⑪官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| ⑫メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |
| ⑬デジタル活用 | ～デジタル等の新技術による強靱化施策の高度化～ 新 |

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の整理
 - 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針
 - 3 施策目標とする指標の設定
- } 今後、必要となる施策を検討し、推進方針を整理

【推進方針の整理について】

- 「強靱化を推進する上での基本的な方針」及び「脆弱性評価の結果」を踏まえ、必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を整理
- 特に、以下の点に関する施策については、重点的に検討を実施

<「国土強靱化基本計画」の新たな方針>

- ・デジタルやドローン等をはじめとする新技術を活用した取組み
- ・地域の防災力強化に向けた防災教育や人材育成等の取組み

<令和6年能登半島地震で見られた課題への対応>

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しにおいて明らかとなった「課題」に対する取組み

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

- ・限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるために、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものを重点化して推進

2 毎年度のアクションプランの策定

- ・本県の国土強靱化推進のための主要施策については「岐阜県強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握

3 計画の見直し

- ・社会経済情勢の変化や、国及び本県の国土強靱化施策の推進状況なども考慮し、5年ごとに計画の見直しを実施
- ・地域防災計画など国土強靱化に係る県の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る

<参考：計画見直しのスケジュール>

| | | |
|------|--------|-------------------------|
| 令和6年 | 6月5日 | 第1回岐阜県強靱化有識者会議 |
| | 6月17日 | 第1回岐阜県強靱化推進本部員会議 |
| | 9月3日 | 第2回岐阜県強靱化推進本部員会議 |
| | 9月9日 | 第2回岐阜県強靱化有識者会議 |
| | 9月20日 | 県議会基本計画骨子案説明会 |
| | 12月～1月 | パブリックコメント・市町村意見照会 |
| 令和7年 | 1月下旬 | 第3回岐阜県強靱化有識者会議（計画最終案） |
| | 2月上旬 | 第3回岐阜県強靱化推進本部員会議（計画最終案） |
| | 3月 | 県議会へ計画最終案上程 |

現行計画の進捗状況（令和2年度からの進捗状況）

- 令和5年度までの進捗状況は、目標値を設定した116の指標のうち、既に達成したものが39、これを含めて全体の56%の指標が進捗率75%以上。
- 令和6年度までの進捗状況の見込みは、目標値を設定した116の指標のうち、達成するものが65、これを含めて全体の67%の指標が進捗率75%以上。

| 指標数 116 | 進捗状況 | | | | |
|------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------|
| | 達成 (100%以上) | A (75-100%未満) | B (50-75%未満) | C (25-50%未満) | D (25%未満) |
| R5 実績 | 39 (34%) | 26 (56%) | 25 | 17 | 9 |
| R6 見込 | 65 (56%) | 13 (67%) | 22 | 11 | 5 |

①交通・物流

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|----|----------------|---------------|------------|------|------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 東海環状自動車道の県内供用率 | % | (R1) 71 | (R6) 100 | 71 | D | 84 | C |
| 「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間に位置付けられた対象区間の四車線化完成率 | % | (R1) 0 | (R6) 30 | 0 | D | 0 | D |
| 主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率 | % | (R1) 45 | (R6) 50 | 47 | C | 48 | B |
| 主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数 | 箇所 | (H30) 152 | (R6) 94 | 129 | C | 124 | C |
| 緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数 | 箇所 | (H30) 10 | (R6) 6 | 9 | C | 9 | C |
| 県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数 | 箇所 | (H30) 345 | (R6) 103 | 198 | B | 195 | B |
| 県管理道路斜面等の要対策箇所数 | 箇所 | (H30) 1,413 | (R6) 1,126 | 1,229 | B | 1,218 | B |
| 県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数 | 箇所 | (H30) 15 | (R6) 6 | 10 | B | 6 | 達成 |
| 県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数 | 箇所 | (H30) 81 | (R6) 19 | (R4) 13 | 達成 | (R4) 13 | 達成 |
| 県有除雪機械の保有台数 | 台 | (R1) 107 | (R6) 155 | 150 | A | 156 | 達成 |
| 県内道路における無電柱化整備の着手箇所数 | 箇所 | (R1) 0 | (R6) 2 | (R4) 2 | 達成 | (R4) 2 | 達成 |

②国土保全

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|-----------------|-----------------|----------------|---------------|------|---------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修済延長 | km | (H30) 34 | (R6) 47 | (R4) 49 | 達成 | 54 | 達成 |
| 河川構造物の要耐震化施設数 | 箇所 | (H30) 3 | (R6) 0 | 2 | C | 1 | B |
| 平成30年7月豪雨で被災した津保川の緊急対策による改修済割合 | % | (H30) 0 | (R6) 100 | 71 | B | 100 | 達成 |
| 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた河積確保対策（掘削・樹木伐採）の実施延長 | km | (H30) 0 | (R6) 45 | (R4) 52 | 達成 | 66 | 達成 |
| 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた横断工作物（堰、橋梁）の改良箇所 | 箇所 | (H30) 0 | (R6) 10 | 6 | B | 10 | 達成 |
| 想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合 | % | (H30) 0 | (R6) 100 | 92.8 | A | 100 | 達成 |
| 「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数 | 人 | (H30) 17,451 | (R6) 20,500 | 18,507 | C | 18,600 | C |
| 川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数 | 人 | (H30) 15,139 | (R6) 39,000 | 27,674 | B | 29,182 | B |
| 土砂災害から保全される人家戸数 | 万戸 | (H30) 約2.3 | (R6) 約2.4 | 約2.38 | A | 約2.39 | 達成 |
| 土砂災害を想定した防災訓練に参加した1市町村あたりの延べ人数 | 人 | (H30) 6,000 | (R6) 6,500 | 6,259 | A | 7,766 | 達成 |
| 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 | % | (H30) 42 | (R6) 100 | 89.1 | A | 90.0 | A |
| 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 | % | (H30) 44 | (R6) 100 | 95.7 | A | 97.0 | A |
| 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数 | 地区 | (H30) 717 | (R6) 1,489 | 1,277 | B | 1,387 | A |
| 流木捕捉式治山ダム工の整備 | 基 | (R1) 6 | (R6) 13 | 15 | 達成 | 17 | 達成 |
| 既存治山施設の機能強化対策 | 基 | (R1) 22 | (R6) 39 | 37 | A | 38 | A |
| 県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成面積 | km ² | (R1) 7,600 | (R4) 9,227 | (R4) 9,300 | 達成 | (R4) 9,300 | 達成 |
| 亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積 | ha | (H30) 11.0 | (R2) 43.6 | (R2) 47.46 | 達成 | (R2) 47.46 | 達成 |

③農林水産

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|----|-------------|-------------|-------------|------|-------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 決壊すると多大な影響を与えるため池のうちハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合 | % | (H30) 49 | (R2) 100 | (R2) 100 | 達成 | (R2) 100 | 達成 |
| 基幹的農業用水路の健全度割合 | % | (R1) - | (R7) 90 | (R2) 93 | 達成 | (R2) 93 | 達成 |

③農林水産（続き）

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|---|----|-----------------|----------------|----------------|------|----------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 | % | (R1) - | (R7) 100 | 61 | B | 78 | A |
| 農地を守る地域共同活動を支援する面積 | ha | (H30) 28,569 | (R6) 28,800 | (R4) 28,531 | A | (R4) 28,531 | A |
| 総合的な鳥獣被害防止対策実施集落の割合 | % | (H30) 85 | (R6) 100 | 100 | 達成 | 100 | 達成 |
| 農林漁業体験者数 | 千人 | (R1) 214 | (R7) 300 | 178 | B | (R4) 178 | B |
| 農業集落排水汚泥リサイクル率 | % | (R1) 60.5 | (R7) 70 | 67.1 | B | 67 | B |
| 耐震対策を実施する農道橋の数（累計） | 橋 | (R1) - | (R7) 8 | 3 | B | 4 | B |
| 基幹的農道の整備率 | % | (R1) 26 | (R7) 65 | 39 | C | 47 | B |
| 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数 | 箇所 | (R1) 10 | (R6) 20 | 49 | 達成 | 61 | 達成 |
| 水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向けた、間伐実施面積 | ha | (R2) 1,713 | (R8) 2,100 | 1,462 | B | 1,530 | B |
| 市町村による間伐面積 | ha | (R1) 161 | (R8) 3,500 | 642 | D | 2,100 | B |

④都市・住宅／土地利用

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|-----|----------------|----------------|-------------|------|-------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 住宅の耐震化率（※国において調査結果を集計中） | % | (H25) 78 | (R6) 95 | (H30) 83 | C | (H30) 83 | C |
| 建築物耐震改修説明会等への参加者数（累計） | 人 | (H30) 2,295 | (R6) 15,000 | 14,346 | A | 15,000 | 達成 |
| 立地適正化計画策定市町村数 | 市町村 | (H30) 4 | (R5) 10 | 8 | B | 8 | B |
| 地籍調査進捗率 | % | (H30) 17.0 | (R6) 23.0 | 18.5 | C | 18.7 | C |
| 国・県指定文化財のデジタルアーカイブ化実施率 | % | (R2) 20 | (R6) 100 | 100 | 達成 | (R5) 100 | 達成 |
| 水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向けた、間伐実施面積【再掲】 | ha | (R2) 1,713 | (R8) 2,100 | 1,462 | B | 1,530 | B |

⑤医療／福祉

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|-----------------------|-----|-------------|--------------|--------------|------|--------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| DMAT 訓練参加チーム数 | チーム | (R2-4) 7 | (R2-6) 18 | (R2-5) 13 | B | (R2-6) 18 | 達成 |
| 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 | % | (H30) 92 | (R3) 100 | (R3) 100 | 達成 | (R3) 100 | 達成 |

⑤医療／福祉（続き）

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|---|-----|----------------|---------------|------------|------|------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 社会福祉施設等の耐震化率・老人福祉施設等（入所系） | % | (H30) 98 | (R6) 100 | (R4) 98 | D | 98 | D |
| 避難所運営マニュアル策定市町村数 | 市町村 | (R1) 38 | (R6) 42 | (R4) 42 | 達成 | (R4) 42 | 達成 |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数（累計） | 人 | (H30) 2,325 | (R6) 5,800 | 3,601 | C | 3,700 | C |
| 福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数（累計） | 回 | (R1) 3 | (R6) 8 | 7 | A | 8 | 達成 |
| 福祉避難所運営マニュアル策定市町村数 | 市町村 | (R1) 21 | (R6) 42 | 29 | C | 32 | B |
| 健康管理体制（保健活動）を整備する市町村数 | 市町村 | (R1) 6 | (R6) 42 | 10 | D | 21 | C |
| DWAT 及び BCP 策定に係る各種研修会や実地訓練の実施回数 | 回 | (R2) 34 | (R6) 67 | 62 | A | 69 | 達成 |

⑥産業

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--------------------------|-----|---------------|---------------|-------|------|-------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| BCP 及び事業継続力強化計画の策定支援事業所数 | 事業所 | (R3) 1,505 | (R6) 1,835 | 2,079 | 達成 | 2,181 | 達成 |
| 岐阜県建設業広域 BCM 認定団体数 | 団体 | (H30) 6 | (R6) 8 | 8 | 達成 | 8 | 達成 |
| 県外からの本社機能の移転件数 | 件 | (H30) 9 | (R6) 21 | 17 | B | 21 | 達成 |

⑦ライフライン・情報通信

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|----------------------------|----|---------------|----------------|---------------|------|---------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| ライフライン保全対策事業実施面積 | ha | (R2) 23 | (R4) 12 | (R4) 12.61 | 達成 | (R4) 12.61 | 達成 |
| 県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率 | % | (H30) 86.5 | (R6) 91.0 | 91.1 | 達成 | 91.1 | 達成 |
| 県営水道地域間相互のバックアップ機能率 | % | (R1) 82 | (R6) 100 | 82 | D | 100 | 達成 |
| 上水道の基幹管路の耐震適合率 | % | (R2) 39.7 | (R7) 44.3 | (R4) 42.2 | B | (R5) 42.9 | B |
| 地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率 | % | (H29) 69.8 | (R6) 73.0 | 75.7 | 達成 | (R5) 75.7 | 達成 |
| 汚水処理人口普及率 | % | (H30) 92.4 | (R7) 95.0以上 | (R4) 94.0 | B | (R4) 94.0 | B |
| 小水力発電施設の適正な運営に向けた支援の回数（累計） | 回 | (R1) - | (R7) 11 | 15 | 達成 | 17 | 達成 |
| 県内道路における無電柱化整備の着手箇所数【再掲】 | 箇所 | (R1) 0 | (R6) 2 | (R4) 2 | 達成 | (R4) 2 | 達成 |

⑧行政機能

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|------|-----------------|----------------|-------------|------|--------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 災害マネジメント支援職員養成数 | 人 | (R1) 28 | (R6) 42 | 42 | 達成 | 100 | 達成 |
| 実践的な支援物資輸送訓練実施回数 | 回 | (H30) 1 | (毎年度) 実施 | 2 | 達成 | 1 | 達成 |
| 地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの非常用電源設備等の整備箇所数 | 箇所 | (H30) 4 | (R6) 10 | (R4) 10 | 達成 | (R4) 10 | 達成 |
| 市町村の物資輸送に係る受援計画策定数 | 市町村 | (R1) 3 | (R6) 42 | 40 | A | 42 | 達成 |
| 浸水が想定される総合庁舎のうち対策実施済み総合庁舎箇所数（累計） | 箇所 | (R1) 1 | (R5) 6 | 6 | 達成 | 6 | 達成 |
| 想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを更新・公表した市町村の割合【再掲】 | % | (H30) 0 | (R6) 100 | 92.8 | A | 100 | 達成 |
| 「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数【再掲】 | 人 | (H30) 17,451 | (R6) 20,500 | 18,507 | C | 18,600 | C |
| 手話通訳者統一試験合格者数（累計） | 人 | (R1) 20 | (R5) 42 | 46 | 達成 | 54 | 達成 |
| 要約筆記者(手書)統一試験合格者数（累計） | 人 | (R1) 49 | (R5) 61 | 54 | C | 56 | B |
| 要約筆記者(PC)統一試験合格者数（累計） | 人 | (R1) 23 | (R5) 32 | 29 | B | 32 | 達成 |
| 盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計） | 人 | (R1) 287 | (R5) 310 | 298 | C | 304 | B |
| Net119緊急通報システムの導入消防本部数 | 消防本部 | (H30) — | (R6) 20 | 20 | 達成 | 20 | 達成 |
| 消防団が使用する救助用資機材の整備数 | 台 | (H30) 2,635 | (R6) 5,081 | 6,207 | 達成 | 6,207 | 達成 |
| 基幹防災拠点としての警察施設整備率 | % | (H30) 60 | (R9) 100 | 60 | D | 60 | D |
| 非常用発電設備の増強及び浸水対策等実施箇所数 | 箇所 | (H30) 0 | (R6) 7 | 6 | A | 7 | 達成 |
| 可搬式発動発電機接続対応信号機の整備数 | 基 | (H30) 1,075 | (R7) 2,734 | 2,248 | B | 2,486 | A |
| 信号機電源付加装置の整備数 | 基 | (H30) 64 | (R2) 81 | (R2) 81 | 達成 | (R2) 81 | 達成 |
| 老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新数 | 本 | (H30) 392 | (R6) 2,100 | 1,662 | B | 2,012 | A |
| 消防団員の条例定数に対する充足率 | % | (R1) 92.9 | (R6) 98.0 | 91.6 | A | (R5) 91.6 | A |
| 専任水防団員数 | 人 | (H30) 2,318 | (毎年度) 2,348 | 2,297 | A | 2,300 | A |
| 緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数 | 隊 | (R1) 140 | (R5) 149 | (R4) 149 | 達成 | (R4) 149 | 達成 |

⑨環境

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--------------------------|----|-------------|-------------|-----|------|-----|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数 | 人 | (R2) 46 | (R8) 220 | 153 | B | 176 | B |
| 岐阜県大気測定局の設置数 | 箇所 | (H30) 17 | (R5) 20 | 19 | B | 19 | B |

⑩地域づくり・リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|-----|-----------------|----------------|--------|------|--------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 災害や緊急時の備えができていない人の割合 | % | (R1) 75.3 | (毎年度) 75 | 91.5 | 達成 | 91.5 | 達成 |
| ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合 | % | (H30) — | (R6) 75 | 64.1 | A | 75.0 | 達成 |
| 災害の種類に応じた避難場所・避難経路を把握している人の割合 | % | (H30) — | (R6) 75 | 60.2 | A | 75.0 | 達成 |
| 「広域防災センター」年間利用者数 | 人 | (H30) 4,800 | (R6) 7,000 | 4,350 | B | 7,000 | 達成 |
| 異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率 | % | (H29) 82.7 | (R5) 100 | 94.9 | A | 100 | 達成 |
| 小学校 | % | 71.1 | 100 | 97.7 | | | |
| 中学校 | % | 26.3 | 100 | 92.2 | | | |
| 川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数【再掲】 | 人 | (H30) 15,139 | (R6) 39,000 | 27,674 | B | 29,182 | B |
| 災害・避難カード作成事業実施市町村数 | 市町村 | (H30) 3 | (R6) 42 | 36 | A | 42 | 達成 |
| 想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合【再掲】 | % | (H30) 0 | (R6) 100 | 92.8 | A | 100 | 達成 |
| 南海トラフ地震臨時情報の認知度 | % | (H30) 0 | (R6) 75 | 31.5 | C | 31.5 | C |
| 南海トラフ地震臨時情報発表時に備えた防災訓練の実施市町村数 | 市町村 | (H30) — | (R6) 39 | 8 | D | 8 | D |
| 「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別避難計画」の策定市町村数 | 市町村 | (H30) 4 | (R6) 42 | 20 | C | 25 | B |
| 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率【再掲】 | % | (H30) 42 | (R6) 100 | 89.1 | A | 90.0 | A |
| 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率【再掲】 | % | (H30) 44 | (R6) 100 | 95.7 | A | 97.0 | A |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数(累計) | 人 | (H30) 680 | (R6) 1,700 | 1,430 | B | 1,630 | A |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による災害図上訓練指導者養成講座受講者数(累計) | 人 | (H30) 1,099 | (R6) 2,700 | 1,144 | D | 1,144 | D |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数(累計)【再掲】 | 人 | (H30) 2,325 | (R6) 5,800 | 3,601 | C | 3,700 | C |

⑩地域づくり・リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成（続き）

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--------------------------|----|----------------|-----------------|-------------|------|-------------|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 防災士の育成数（累計） | 人 | (H30) 5,993 | (R6) 10,000 | 9,237 | A | 10,000 | 達成 |
| 外国人防災リーダーの育成講座受講者数（累計） | 人 | (R3) 111 | (R4) 120 | (R4) 126 | 達成 | (R4) 126 | 達成 |
| 地域の課題解決応援事業参加者数（累計） | 人 | (R3) 258 | (R2-6) 1,290 | 1,983 | 達成 | 2,241 | 達成 |
| 高校新卒者の就職者に占める建設業への就職者の割合 | % | (H30) 7.1 | (毎年度) 7.1 | 8.7 | 達成 | 7.1 | 達成 |

⑪官民連携

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|------------------------|----|------------|-------------|-----|------|-----|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 実践的な支援物資輸送訓練実施回数【再掲】 | 回 | (H30) 1 | (毎年度) 実施 | 2 | 達成 | 1 | 達成 |
| 関係機関参加の総合防災訓練の実施 | 回 | (H30) 1 | (毎年度) 実施 | 1 | 達成 | 1 | 達成 |
| 災害ボランティア支援職員向け研修会の開催回数 | 回 | (R1) 2 | (毎年度) 実施 | 3 | 達成 | 3 | 達成 |

⑫メンテナンス・老朽化対策

| 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | R5 | | R6 | |
|--|----|--------------|--------------|-----|------|-----|------|
| | | | | 実績値 | 進捗状況 | 見込値 | 進捗状況 |
| 一巡目の定期点検(H26～H30)で早期に措置を講ずべき状態とされた橋梁の対策を実施した割合 | % | (H30) 35 | (R6) 100 | 91 | A | 100 | 達成 |
| 「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合 | % | (H30) 100 | (毎年度) 100 | 100 | 達成 | 100 | 達成 |
| 「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率 | % | (H30) 51 | (R6) 100 | 100 | 達成 | 100 | 達成 |
| 社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数(累計) | 人 | (H30) 473 | (R5) 650 | 640 | A | 680 | 達成 |

「起きてはならない最悪の事態」と「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策項目」の一覧

※**朱書き**：現行計画からの変更箇所

| | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策項目 |
|---|---|---|--|
| 1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | 1-1 巨大地震による住宅・建築物の 複合的・大規模 倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生 | (住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)、(公共施設等の 長寿命化対策)、(空 き 家対策の推進)、(大規模盛土造成地対策の実施)、(市街地整備の促進)、(道路啓開の迅速な実施)、(被害想定の見直し) |
| | | 1-2 集中豪雨による市街地や 地域 等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) | (総合的な水害対策の推進)、(立地適正化計画の策定促進)、(農業用ため池の防災対策の推進)、(河川構造物の耐震化)、(河川構造物の長寿命化対策)、(農業用排水機場の整備) |
| | | 1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)や火山噴火(火山噴出物の流出等を含む)による 地域 等の壊滅や甚大な人的被害の発生 | (総合的な土砂災害対策の推進)、(砂防施設等 の長寿命化対策)、(情報収集手段の多様化)、(治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備)、(治山施設の長寿命化対策)、(火山災害対策の推進)、(立地適正化計画の策定促進) |
| | | 1-4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生 | (亜炭鉱廃坑対策の推進) |
| | | 1-5 避難行動に必要な情報が適切に住民 及び観光客等 に提供されないことや情報伝達の不備、 悪質な虚偽情報の発信 等による人的被害の発生 | (住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)、(住民全体での避難対策の強化)、(防災・減災データの提供推進)、(防災教育の推進)、(要配慮者支援の推進)、(防災人材の育成・ 活躍促進)、(防災情報通信システムの維持管理) |
| | | 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う 災害(孤立、大規模車両滞留など)による 多数の死傷者の発生 | (道路における大雪対策)、(交通事業者の災害対応力強化) |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、 関連死を最大限防ぐ | 2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 | (支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)、(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)、(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)、(非常用物資の備蓄促進) |
| | | 2-2 道路寸断等による 多数かつ長期にわたる孤立 地域 の同時発生 | (孤立 地域 の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)、(孤立 地域 の発生に備えた通信手段の確保)、(非常用物資の備蓄促進) |
| | | 2-3 自衛隊 、警察、消防等の被災 や救援ルート の寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足 | (警察災害派遣隊の体制強化)、(災害対応力強化のための資機材整備)、(ヘリコプター広域応援体制の整備)、(警察 署 庁舎等の整備・耐災害性強化)、(業務継続体制の整備)、(消防力の強化)、(緊急消防援助隊の体制強化)、(救出救助に係る連携体制の強化)、(消防団員、水防団員等人材の確保・育成) |
| | | 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、 支援ルート の途絶、 エネルギー供給 の途絶による 医療機能の麻痺 | (災害医療体制の充実)、(災害拠点病院等の 耐災害性強化 の促進)、(医療施設等におけるエネルギー・ 物資 の確保)、(救急医療提供体制の強化)、(医療・介護人材の育成・確保)、(社会福祉施設等への支援) |
| | | 2-5 長期にわたる劣悪な避難 生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・ 心理 状態の悪化による 災害関連死 の発生 | (避難所環境の充実)、(避難所の防災機能の向上)、(福祉避難所の運営体制確保)、(災害時健康管理体制の整備)、(被災住宅への支援)、(応急 仮設 住宅の円滑かつ迅速な供給) |
| | | 2-6 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱 | (帰宅困難者対策の推進)、(非常用物資の備蓄促進) |
| | | 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生 | (感染症対策の強化)、(避難所環境の充実) |
| 3 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、 受援体制の不備 による行政機能の大幅な低下 | (災害初動対応力の強化)、(災害対応策の高度化)、(切れ目のない被災者生活再建支援)、(庁舎等の防災拠点機能の 活用)、(広域連携の推進)、(業務継続体制の整備)、(行政情報通信基盤の耐災害性強化)、(情報システム部門の業務継続体制の整備)、(受援体制の強化) |
| | | 3-2 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 | (警察 署 庁舎等の整備・耐災害性強化)、(バックアップ体制の整備)、(交通信号機等の耐災害性の強化) |
| 4 | 生活・経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響 | (事業継続体制の構築に向けた 支援)、(首都圏等からの 本社機能の誘致)、(観光地等の風評被害防止対策の推進) |
| | | 4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 | (有害物質対策の検討)、(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進) |
| | | 4-3 食料や物資の供給の途絶、 分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響 | (災害時における食料供給体制の確保)、(農業水利施設の老朽化対策) |
| | | 4-4 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | (水資源関連施設の整備推進等)、(水源の多様化) |
| | | 4-5 農地・森林や 生態系等の被害に伴う県土 の荒廃・ 多面的機能の低下 | (農地・農業水利施設等の適切な保全管理)、(災害に強い森林づくり) |
| 5 | 情報通信サービス、電力・燃料等 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 ライフライン(電気、ガス、 石油 、上下水道等)の長期間・ 大規模 にわたる機能停止 | (総合的な大規模停電対策の推進)、(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)、(下水道における業務継続体制の整備)、(合併浄化槽への転換促進)、(農業集落排水施設の機能保全)、(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)、(燃料供給体制の強化)、(運輸事業者の災害対応力強化)、(道路啓開の迅速な実施)、(無電柱化の推進)、(電気事業者の災害対応力強化)、(情報通信事業者の災害対応力強化)、(ガス事業者の災害対応力強化) |
| | | 5-2 幹線 道路・鉄道 が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による 物流・人流への甚大な影響 | (緊急輸送道路等の 道路 ネットワークの確保)、(リニア中央新幹線の整備促進)、(鉄道 施設 の 防災・減災対策の強化)、(交通事業者の災害対応力強化)、(無電柱化の推進)、(道路施設の維持管理)、(メンテナンスに関する人材の養成)、(市町村に対する技術的支援)、(農林道の整備) |
| 6 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | (災害廃棄物対策の推進)、(有害物質対策の検討)、(河川に流出したごみ等の撤去) |
| | | 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等 による復旧・復興の大幅な遅れ | (災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の 確保)、(防災人材の育成・ 活躍促進)、(消防団員、水防団員等人材の確保・育成)、(コミュニティ活動の担い手養成)、(建設業の担い手育成・確保)、(建設業B C Mの普及・策定支援) |
| | | 6-3 公共施設 の損壊や広域的な地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ | (災害対策用資機材の確保・充実)、(迅速な災害復旧体制の整備)、(道路ネットワーク整備)、(液状化・地盤沈下 対策の推進)、(河川構造物の耐震化) |
| | | 6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、 地域産業の担い手の長期避難 等による有形・無形の文化の衰退・喪失 | (文化財等)の保護対策の推進)、(環境保全の推進) |
| | | 6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | (地籍調査の促進)、(応急 仮設 住宅の円滑かつ迅速な供給) |
| | | 6-6 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | (復興事前準備・事前復興の推進) |
| 7 | 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える | 7-1 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態 | (災害から命を守る岐阜県民運動の推進)、(受援体制の強化)、(複合的な災害を想定した対応力の強化) |

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等による支援を行う必要がある。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを行う必要がある。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性についても周知する必要がある。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理等者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知していく必要がある。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されていることから、県民に対して、長周期地震動の認知度の向上に向けた取組みを進めるとともに、屋内における家具や什器などの転倒・落下による負傷を防ぐために、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を進める必要がある。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共建築物や不特定多数の方が集まる文化施設等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 県営住宅については、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。
- 避難所に指定されている県立学校のうち、「岐阜県県有建物長寿命化計画」の対象となる建物のおよそ2割が築50年を超え、老朽化が進んでいることから、同計画に基づき、計画的かつ効率的な長寿命化改修を実施する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施するとともに、盛土規制法の施行前に抽出された大規模盛土造成地について、市町村と連携して変動予測調査等を実施する必要がある。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。

(被害想定の見直し)

- 本県には100を超える活断層が密集しており、県内のどの地域においても震度6強以

上の内陸直下地震が発生する可能性があることから、主要な活断層による地震の被害想定調査に基づき防災・減災対策に取り組んでおり、国が進めている南海トラフ地震被害想定の見直しも踏まえ、県の被害想定の見直しも含め、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、河川改修やダムの建設などの対策をより一層加速するとともに、流域に住む全ての人々が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、新五流域総合治水対策プランに基づき、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 令和6年7月の東北地方の大雨では、ポンプ設備が故障した排水機場の代替として、排水ポンプ車が活用されたことから、県が保有する排水ポンプ車の操作技術及び実施体制を確保するための定期的な訓練を継続し、浸水被害を防止・軽減する体制を確保する必要がある。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達などの定期的な訓練を継続する必要がある。また、洪水時の円滑な避難のため、引き続き各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する必要がある。
- 令和6年7月の東北地方の大雨では、多くのダムで事前放流を実施し、容量を確保したことから、県内ダムの事前放流にかかる情報伝達などの定期的な訓練を継続し、台風などの大雨による洪水に備える体制を確保する必要がある。

- 小学校の「総合学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深める必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、自助、共助の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動できるよう、地区防災計画の全国取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施するなど、住民が主体的に取り組む防災に関する各種計画等の作成や住民等の自発的な防災活動を積極的に支援する必要がある。
- 気候変動適応法において、各市町村は自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努めるよう規定されていることから、市町村における気候変動適応計画の策定について、引き続き助言等を実施する必要がある。
- 岐阜県気候変動適応センターにおいて、防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等に引き続き取り組むとともに、その成果については、県及び市町村の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施していく必要がある。

(立地適正化計画の策定促進)

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する必要がある。

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池の多くは、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する必要がある。また、市町村に対し、ハザードマップの周知を促すなど、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

(河川構造物の耐震化)

- 県内では、数多くの排水機場や樋門等の河川管理施設を管理していることから、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を進めるとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行う体制の整備を図る必要がある。

(河川構造物の長寿命化対策)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、河川構造物が確実に機能するよう航空レーザによる計画的な維持管理を実施する必要がある。また、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の

更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、全国トップクラスの数を有する道路・河川・砂防施設の点検を安全かつ効率的に実施する必要がある。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下の他、「想定外の常態化」ともいうべき豪雨の頻発化などによる排水機的能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する必要がある。
- 農業用排水機場、農業用ため池等については、地震、豪雨等が発生した際の災害対応マニュアル、手引きの周知徹底を図る必要がある。また、ため池保全管理研修や災害復旧技術者研修を実施し、技術力向上を図っていく必要がある。

1-3) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や火山噴火（火山噴出物の流出等を含む）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曾川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、八山系砂防総合整備計画に基づき、土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においてハード対策を推進する必要がある。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への対策に加え、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する必要がある。また、土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域を調査・把握する必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域を指定し、地形の改変等があった区域の見直しを実施する必要がある。また、ポータルサイトや周知看板により土砂災害警戒区域の指定状況を周知することに加え、これまでに蓄積した災害等の情報を活用してより精度の高い土砂災害警戒情報を提供していく必要がある。
さらに、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用を促す必要がある。

- 土砂災害が発生した際、ドローンや土石流センサー等を活用して、地震発生後の天然ダム等の土砂災害の早期発見や監視・計測、緊急避難体制の確保に向けた取組みを推進する必要がある。
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合学習の時間」などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深める必要がある。

(砂防施設等の長寿命化対策)

- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。
- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、全国トップクラスの数を有する道路・河川・砂防施設の点検を安全かつ効率的に実施する必要がある。

【再掲】

(情報収集手段の多様化)

- 「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、目視確認が困難な砂防施設の調査や被災状況の把握等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る必要がある。
- ドローン操縦者の育成に向け、操作技術習得研修を継続的に実施し、ドローンの活用により被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時発生したことから、ヘリコプターによる空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築や、ヘリコプター離発着可能候補地の把握を進めていく必要がある。

(治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備)

- 航空レーザ測量データを基に作成した点群（DEM）データや微地形図等は、事前防災の観点からの危険箇所等の把握、災害発生時には災害箇所周辺の地形把握、その後の救助や復旧の計画等にも有効活用できるデータである。一方で、データ数・容量ともに膨大であり、抽出箇所の特定制や複製に時間を要するといった問題がある。様々な場面で有用なデータであることは明らかであり、効率的な利用を目的として、利用希望者が容易にデータ取得をできる環境を整備するとともに、適切なデータ管理ができる体制を構築する必要がある。
- 林野庁が山地災害の激甚化や流木災害等を踏まえて改定した山地災害危険地区調査要領に基づき、令和6～7年度にかけて実施する山地災害危険地区の再評価結果を踏まえ、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める必要がある。また、流域内の森林整備と合わせた面的な山地防災力の向上

を図る必要がある。

(治山施設の長寿命化対策)

- 膨大な治山施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築・機能強化の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

(火山災害対策の推進)

- 登山届の提出について更なる促進を図るため、登山届の作成・提出がスマートフォンから容易に提出できる登山アプリ等を用いたオンラインによる登山届の提出について、ホームページ、雑誌、ポスター、チラシなどのあらゆる広報媒体を用いて、周知を行っていく必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえた、より実践的な訓練を継続的に実施していく必要がある。また、退避壕などの防災設備の設置を検討する自治体に対して支援を行い、実効性のある対策を推進する必要がある。
- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた大型土のう等の資機材等を整備する必要がある。また、対策工事の従事者の安全確保や周辺住民の避難対策の支援を目的とした情報提供等を実施していく必要がある。
- 火山噴火災害の影響は、火山を取り巻く複数の自治体に及ぶことから、各自治体が参加する火山防災協議会において、火山防災避難計画に基づく実動訓練、図上訓練、情報伝達訓練を連携して実施することで、当該避難計画の見直しを行い、実効性のある計画としてその充実を図る必要がある。また、令和6年の活動火山対策特別措置法の改正により、各市町村長は、避難確保計画の作成等に援助を行うに際し必要と認めるときは、火山防災協議会に対して意見を求めることができる旨規定されたことから、関係市町村において整合性のとれた避難確保計画の作成等を行うため、市町村長から計画策定等に当たって火山防災協議会に意見が求められた際には、助言指導を行う必要がある。

(立地適正化計画の策定促進)【再掲】

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する必要がある。【再掲】

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

(亜炭鉱廃坑対策の推進)

- 県では亜炭鉱廃坑対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し予防事業を進める必要があることから、対策を要する

地域が存在する市町の意向を踏まえながら今後の対策について検討を進める必要がある。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用いただけるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。
- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る必要がある。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適正に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達などの定期的な訓練を継続する必要がある。また、洪水時の円滑な避難のため、引き続き各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。【再掲】
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法確認等を行う必要がある。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、緊急輸送道路の主要な交差点などにカメラを設置し、交通状況を把握する必要がある。また、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。
- 地震発生時に県内の震度情報を、気象庁を通じて県民に伝達するため整備した「震度情報ネットワークシステム」について、今後高い確率で発生すると言われる南海トラフ地震などの大地震発生時に備え、安全性、信頼性、即時性を備えたシステムとして適切に維持管理を行い、観測・情報伝達体制を確保する必要がある。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働き

かける必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う必要がある。

- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組みを促進する必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」の積極的な活用を進めていく必要がある。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、住民に対する迅速な注意喚起及び正確な情報発信を実施するとともに、平時から災害時の情報収集方法等について啓発を行う必要がある。

(住民全体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく必要がある。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、令和3年の水防法改正により、想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから、引き続き改定を支援する必要がある。
- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市町村での洪水ハザードマップ作成を引き続き支援する必要がある。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成27年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから、引き続き見直しを支援する必要がある。
- 令和5年度の県政モニターアンケート調査結果によると、「南海トラフ地震臨時情報を知っていた」と回答された割合が約3割と低く、県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直しも含め、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。

(防災・減災データの提供推進)

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

(防災教育の推進)

- 「広域防災センター」に災害避難カードの作成や、VRゴーグルにより災害の仮想体験ができるコーナーを設けるなど、展示内容のリニューアルを引き続き行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等の防災教育の拠点としての機能を高める必要がある。
- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地震への事前の備え等について、学校や職場、地域の自治組織等での研修や訓練等を通じて、さらなる周知を図るとともに、直感的に理解しやすい県民向け防災啓発資料の作成に取り組む必要がある。また、市町村における地震ハザードマップの作成とその周知についても、引き続き支援する必要がある。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や訓練を実施する必要がある。
- 各学校の地域性や特色に応じた専門家や関係機関等の外部人材を活用した校内研修の拡充や、学校での防災や減災におけるリーダーとなる人材育成の促進により、防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、県総合教育センターの幼小中義高特の教員を対象とした研修講座等、防災に関する外部機関との連携の拡充を図る必要がある。
- 各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践を通して、現代的な諸課題に関する教科横断的な学習として、「生きる力を育む」学校での安全教育の着実な実施と防災教育の普及・啓発を行う必要がある。
- 学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練の実施の定着を図るとともに、訓練の実施内容の見直しを図り、地域との連携などを含めた災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」の実施率向上に取り組む必要がある。
- 小学校の「総合学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深める必要がある。【再掲】
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合学習の時間」などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深める必要がある。【再掲】

(要配慮者支援の推進)

- 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者

名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例の共有などにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別避難計画策定が進むよう市町村を支援する必要がある。また、災害時に個別避難計画に基づき、災害弱者である一人暮らしの高齢者などの避難が円滑に行えるよう、日頃から地域ぐるみで防災訓練を実施することが必要である。

- 令和3年の水防法及び平成29年の土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を、引き続き支援する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を一層強化・推進する必要がある。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化にも取り組む必要がある。
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な運営手順や方法を学ことができる研修を実施するとともに、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や管理職や学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通して、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について、更なる普及・啓発を図る必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う共助の機能が希薄となることから、防災士や消防団など地域において防災リーダーとなりえる人材の育成を図るとともに、こうした防災リーダーによる防災教育や防災訓練を充実させる必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を安定的に確保するため整備した、地上系・衛星系・移動系の三層一体の防災情報通信システムを、災害時において確実に運用できるよう適正に維持管理を図るとともに、必要な機能強化及び設備更新を行っていく必要がある。

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機や除雪基地の増強、カメラ等の観測機器の整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る必要がある。

- 大雪等による大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、「岐阜県雪害タイムライン」に基づき、不要不急の外出抑制など行動変容を促すための県民への呼びかけ、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」やSNSの効果的な活用、災害応援協定の締結事業者との連携対応といった取組みを進めていく必要がある。また、AI等の活用により、車両のスタック情報を迅速に収集するとともに、車両滞留の兆候が見られた際には、関係機関と速やかに情報を共有し、応急対応を行う必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。
- 地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化が必要である。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 大規模災害の発生に備え、県広域防災拠点の追加指定を含めて物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう市町村等と連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。また、支援物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む必要がある。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、引き続きライフライン事業者の活動拠点の確保を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震でも、様々な形で「道の駅」が活用されたことから、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置を進めるとともに、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する必要がある。
- 引き続き各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果も踏まえ、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。
- 「ラストワンマイル問題」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届け

られるよう、令和6年能登半島地震を踏まえ、市町村における物資の受援計画の見直しを支援する必要がある。

- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外の避難者の人数や必要な物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築する必要がある。また、地域の防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する必要がある。
- 引き続き各市町村に対する、上水道施設における耐震化の現状の周知などにより、市町村における上水道施設や基幹管路の耐震化を促進させる必要がある。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、(公社)日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 流域下水道の老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に進める必要がある。また、市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。
- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、ぼうさいキャラバンや出前トークなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。また、令和6年

能登半島地震を踏まえ、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県相互備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄や民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 令和6年能登半島地震では、各地で道路が寸断したことにより、孤立が長期化しており、孤立予想集落が多く存在する本県でも、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、孤立地域対策として、道路整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等を実施するとともに、道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。【再掲】
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。【再掲】

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保)

- 引き続き孤立地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、ぼうさいキャラバンや出前トークなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。また、令和6年能登半島地震を踏まえ、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県相互備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄や民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。また、部隊の活動拠点における防寒対策、熱中症対策を考慮した環境整備や資機材・装備についても、充実を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討していく必要がある。
- 県警察において、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、複数箇所の捜索現場が発生しても対応することができるよう、更なる捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行う必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。特に、令和6年能登半島地震での事態を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

- 県警察は、大規模災害発生時に備え、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく実戦的な合同想定訓練の実施など、受入体制の整備を整えてきた。引き続き合同想定訓練を行い、間断のない受援体制を維持する必要がある。また、現有施設の狭隘による警察ヘリコプターの損傷を避けるため、警察航空隊の基盤整備も進める必要がある。

(警察署庁舎等の整備・耐災害性強化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても警察機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、岐阜県警察業務継

続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う必要がある。

(緊急消防援助隊の体制強化)

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【再掲】
- 災害時には、安否不明者者捜索・救助活動の効率化・円滑化等を目的とする氏名公表について、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づき迅速に対応を行う必要がある。

(消防団員、水防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、災害対策訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。また、防災に関する意思決定や現場での女性の活躍を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化は達成したが、他にも災害拠点病院の候補となる病院はあることから、その指定について検討を進める必要がある。
- 研修・訓練等により、各災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMAT）の機能維持・向上を推進する必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に必要な知識や技術を有する人材の育成、資機材の整備を通じて、被災時に円滑に活動できる体制の構築を進めるとともに、本県が被災した場合における受援体制の方針等を含むマニュアルなどを整備する必要がある。
- 大規模災害時に、保健医療福祉活動の総合調整が困難である場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を他都道府県に要請することとなるため、厚生労働省への応援要請手順を確認するとともに、保健医療福祉調整本部のマネジメントが円滑に進むよう統括DHEATをサポートする構成員の確保及び人材育成を推進するなど、平時から受援体制を整備しておく必要がある。
- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る必要がある。
- 保健所を通じて各市町村へのヒアリングを実施し、災害時における対応マニュアルの内容を確認するとともに、メンタルケアを含めた健康管理に関する規定の整備及び実施について助言を行う必要がある。
- 市町村において、フェーズに応じた保健活動が実践できるよう、各市町村の保健活動マニュアル策定を支援する必要がある。また、岐阜県災害時保健活動マニュアル内に、受援体制について定めることで関係機関と連携した健康管理体制を整備する必要がある。
- 病院におけるBCP策定を進めるため、厚生労働省によるBCP策定研修への参加を促進するとともに、定期的に策定状況の調査を行う必要がある。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する必要がある。
- 災害時やイベント時の事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する必要がある。

(災害拠点病院等の耐災害性強化の促進)

- 県内の災害拠点病院については、全て耐震化されているため、その状況を維持していく

必要がある。

- 病院や社会福祉施設は災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を進める必要がある。
- 災害拠点病院等の非常用通信手段を確保するため、補助制度の周知を図るとともに、その活用を促す必要がある。また、災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、安定的な通信の確保が求められることから、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた通信手段の確保についても検討する必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する必要がある。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る必要がある。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点を維持する必要がある。

(医療・介護人材の育成・確保)

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。高齢化が進展する中、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜DWAT」派遣体制の強化や研修、訓練の充実等、更なる体制整備を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な実地指導

等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所環境の充実)

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、令和6年能登半島地震のように避難所生活が長期化することを見据え、トイレトレーやキッチンカーなど災害時に活用可能な移動型車両の導入など環境改善に取り組むとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなど多様な民間団体との連携した取組みを強化する必要がある。
これに加え、市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定が適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う必要がある。
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、市町村等が開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活用できる体制を構築するなど「共助」の取組みを一層強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、県防災会議の委員における女性の占める割合の向上を図るとともに、市町村防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策において、男女共同参画の視点を持った市町村職員を養成する必要がある。
- 避難所運営支援を始めとした災害対応の取組みにおいて、女性職員の派遣要請があった場合には必要な人員を派遣できるよう、引き続き各部局との調整に努める必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難のあり方や実施方法等について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。
- 避難所、在宅、車中泊、自主避難所など避難生活は多様化しており、どこに避難している場合であっても等しく支援を受けることができるようにする必要がある。このため、本県で整備した「分散避難システム」の機能強化も含め、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」の活用などに取り組んでいく必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを、引き続き促進する必要がある。その上で、災害発生時には、県は業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなど役割を担う必要がある。
- 浸水想定区域内にある県立学校の受変電設備のかさ上げによる電力確保を推進するとともに、災害対策の窓口となる事務室や、個人情報の保管場所でもある職員室等を2階に配置するなどの浸水対策を進めていく必要がある。また、市町村に対して、国からの通知、国庫補助制度の周知を図ることにより、市町村立小・中学校等施設について、受変電設備のかさ上げ等の浸水対策を促進する必要がある。
- 災害時に避難所となる学校では多くの避難者が避難生活を送ることとなることから、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないように、浸水対策に必要なとなる設備や備品の整備を支援していく必要がある。
- 避難所に指定されている県立学校の体育館の館内トイレ及び附属する屋外トイレの洋式化、バリアフリースイレの整備、体育館等への空調設置を推進し、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する必要がある。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることにより、市町村立小・中学校等施設の非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置等を促進する必要がある。
- 自然災害発生時の避難所は、武力攻撃等事態等における避難施設や指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する必要がある。
- 避難所の停電対策を推進するため、非常用電源やスポットクーラーなどを避難所に整備する市町村に対して補助を実施しており、これらの資機材は熱中症対策にも活用可能なため、引き続き補助を実施し避難所の熱中症対策にも取り組んでいく必要がある。
- 夏季における自然災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まる。また、停電等により冷房設備が十分に稼働しない危険性もある。平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関して普及啓発を図るとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保が必要である。災害発生時には、被災者や復興ボランティア等の作業員に対して注意喚起し予防行動を実践できるように支援する必要がある。また、子どもや高齢者等の熱中症弱者の冷房設備が整った場所への避難も検討し、避難所等との調整が必要である。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。また、発災時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、受援体制を整備する必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制が確保できるよう市町村を支援する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握に努めるほか、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る必要がある。

2-6) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう県内のコンビニエンスストア等と締結した協定により、引き続き帰宅困難者を支援する必要がある。

- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換会を継続して実施する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、ぼうさいキャラバンや出前トークなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。また、令和6年能登半島地震を踏まえ、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県相互備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄や民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症対策の強化)

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市町村における円滑な予防接種実施への支援、協力を行う必要がある。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける必要がある。
- 各市町村地域防災計画において、大規模災害の発生時に病虫害防除が遅滞なく実施できるよう農薬等資材の準備等が位置付けられており、引き続き体制を維持する必要がある。

(避難所環境の充実)【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、令和6年能登半島地震のように避難所生活が長期化することを見据え、トイレトレーやキッチンカーなど災害時に活用可能な移動型車両の導入など環境改善に取り組むとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなど多様な民間団体との連携した取組みを強化する必要がある。

これに加え、市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定が適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。【再掲】

- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う必要がある。【再掲】
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、市町村等が開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活用できる体制を構築するなど「共助」の取組を一層強化・推進する必要がある。【再掲】

- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難のあり方や実施方法等について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。【再掲】
- 避難所、在宅、車中泊、自主避難所など避難生活は多様化しており、どこに避難している場合であっても等しく支援を受けることができるようにする必要がある。このため、本県で整備した「分散避難システム」の機能強化も含め、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」の活用などに取り組んでいく必要がある。【再掲】

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き トップの危機管理意識の醸成と災害対応力の強化により、自助、共助及び公助の底上げを推進する必要がある。また、県民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れず早め早めの避難情報の発令に向けて市町村を支援する必要がある。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。また、ダムの異常洪水時防災操作に備えダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被害の甚大さもあり、発災当初において、十分な情報収集や共有、被害の全体像の迅速な把握に至らなかった事例が見られたことから、県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」に対し、平時から研修会や訓練を通じたスキルアップを図る必要がある。また、派遣の長期化も見据え、必要な資機材を整備するとともに、新型コロナウイルスなど感染症まん延下では健康チェックなどの派遣時におけるルールを遵守する必要がある。
- 大規模災害時には、被害を最小限に食い止めるため、その被害の全体像を迅速に把握した上で先を見越した応急対策を展開することが求められる。そのため、災害対策全般に渡って市町村長をサポートする「災害マネジメント支援職員」の増員を図るとともに、災害マネジメント支援職員を対象に、防災に対する知識や理解を深めるための専門的な研修を継続的に実施する必要がある。また、市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について周知・徹底を図るとともに、総合防災訓練等において市町村と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。
- 被災した市町村の災害対策全般をサポートできるマネジメント人材の育成強化について取り組むとともに、他県被災地への応援を通じたスキルアップ及び応援職員のデータベース化を図ることにより、本県が被災した場合の初動対応力の強化に取り組む必要がある。
- 迅速な市町村支援を行うため、直ちに「災害マネジメント支援職員」等を派遣する必要

があると認められる場合には、被災市町村に対し「災害マネジメント支援職員」の派遣の提案や、派遣に向けた調整を実施する必要がある。また、こうした派遣調整が迅速に実施できるよう、平時において防災訓練に取り組む必要がある。

- 災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。
- 罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、引き続き他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。また、災害による被害を最小限に食い止めるため、令和6年能登半島地震などこれまでの災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、県内42の市町村や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく必要がある。
- 災害による被害の程度や復旧状況などに応じて、避難、救助、人員・物資の輸送等における一手段として自転車の活用を推進していく必要がある。

(災害対応策の高度化)

- 災害対策本部の設置状況、避難情報の発令情報、避難所への避難状況といった災害対応に必要な各種情報を一元的に把握・管理する被害情報集約システムについて、迅速かつ的確な災害対応の実施に向けて必要な改修など機能強化に取り組むとともに、災害時にも安定的に稼働できるよう維持管理を図る必要がある。
- 令和6年4月に運用を開始した国の「総合防災情報システム」とのデータ連携に必要なシステム改修に取り組むとともに、国と県、市町村が災害時に情報を迅速に共有し、被災状況や応急対応の把握・認識統一を図れるよう、様々な防災関係システムの標準化・統一化を国に働きかけていく必要がある。
- 災害時に必要な情報を県民に複数手段で伝達するため、「岐阜県総合防災ポータル」やSNSなどによる情報発信について、内容等の充実を図るとともに、情報の収集・発信に係る各種関係システムの連携に向けたシステムの統一化・標準化を引き続き国に働きかける必要がある。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう被災者情報に係るマスターデータベースを構築することや、マイナンバーカードと専用アプリを活用し、デジタル技術を避難所内外の避難者の把握・管理や避難所運営に活かすことなどについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた検討・取組みを深めていく必要がある。
- 防災気象情報を正しく理解することで、県民の主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができることから、そのための研修や講習会を実施する必要がある。また、

県民による主体的な避難行動を促すためには、市町村における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、気象防災の専門家である気象防災アドバイザーを活用し、平時においては市町村職員向けの研修を実施するとともに、災害時には市町村に気象情報の解説や今後の気象見通しについて助言を行うなど、市町村の防災力の向上を図る必要がある。

このほか、災害対応の実施に当たっては、気象庁のJETTやリエゾンと連携していく必要がある。

- 地震発生時に県内の震度情報を、気象庁を通じて県民に伝達するため整備した「震度情報ネットワークシステム」について、今後高い確率で発生すると言われる南海トラフ地震などの大地震発生時に備え、安全性、信頼性、即時性を備えたシステムとして適切に維持管理を行い、観測・情報伝達体制を確保する必要がある。【再掲】
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外の避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築する必要がある。また、地域の防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。【再掲】
- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時発生したことから、ヘリコプターによる空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築や、ヘリコプター離発着可能候補地の把握を進めていく必要がある。【再掲】

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- 市町村において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだガイドブックの作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する必要がある。
- 避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援へ転換を図る必要がある。こうした支援は被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。
- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書の交付の円滑化を図るため、市町村職員及び県職員を対象に住家被害調査員育成研修を実施しているが、住家被害調査の結果は被災者台帳作成のために必要となるため、被災者台帳が迅速に作成できるように研修を継続して実施していく必要がある。
- 「災害時の被災者支援に関する各種制度」を県ホームページで広く公開しており、制度変更等の都度、適切に更新を図ることに加え、災害時に活用できる支援制度を県民自ら把

握しておくことが重要であるため、防災イベントの場などを活用し、広く周知に取り組む必要がある。また、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解しておくことが重要であり、市町村職員向けの研修などを実施していく必要がある。

(庁舎等の防災拠点機能の活用)

- 令和5年1月に開庁した新県庁は「災害対策の拠点」として、災害対応に従事する職員や関係機関等が円滑に活動できるようワンフロアの専用スペース「危機管理フロア」を設けていることに加え、大型映像モニターや防災情報通信システム等を整備している。引き続き、複合的な災害も想定しつつ、この危機管理フロアを最大限に活用し、関係機関と連携した対応にあたる必要がある。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、広域防災拠点、県庁、市町村役場等への通行が確保できるよう、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する必要がある。
- 県内市町村では、緊急避難場所、一般避難所、福祉避難所を指定しており、また、県では、自衛隊・消防など応援部隊の活動や物資支援の拠点として18の広域防災拠点を指定している。災害時に県民が自らの命を守る避難場所となるよう、また応急対応の拠点として機能するよう、拠点の追加指定及び更新を継続的に行う必要がある。

(広域連携の推進)

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。
- 県では平成13年4月、広域火葬計画を策定し、各市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）に周知している。また、毎年度各市町村等における火葬場の能力等を把握し、その情報を関係市町等に還元している。広域計画としての実効性を高めていくために、市町村等の体制整備の取組みを引き続き支援していく必要がある。

(業務継続体制の整備)【再掲】

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、架空ケーブル区間における耐災害性の向上を図るとともに、引き続きアクセスポイント及び中継局の耐水性・耐火性・耐震性を維持する必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性*を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること。

- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせ対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。

(受援体制の強化)

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震への支援をベースに整備した「応援人材のデータベース」や災害応援協定を活用するなど、速やかに適切な避難所運営を図れるよう、受援体制の強化に取り組む必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣され応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、受援計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行うなど、応援職員の効率的な配置や役割の明確化など受援体制の強化を図る必要がある。
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時の応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことなどが必要である。また、支援体制の適切な運用に向けて、県及び市町村の受援計画を見直すとともに、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、支援体制の実効性を維持・向上していく必要がある。
さらに、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、協定の内容の拡充を図るための見直しを適宜行う必要がある。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察署庁舎等の整備・耐災害性強化)【再掲】

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても警察機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。

【再掲】

- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引

き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る必要がある。【再掲】

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る必要がある。

(交通信号機等の耐災害性の強化)

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、信号電源付加装置の整備を進める必要がある。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する必要がある。
- 高度化光ビーコン[※]の対応車載器搭載車の普及には時間を要することから、高度化光ビーコンで収集できるプローブ情報だけでなく、民間プローブ情報の活用など、道路情報の収集方法について、抜本的な見直しを進める必要がある。また、リアルタイムな道路情報を把握するため、交通監視カメラの整備も進める必要がある。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- B C Pの策定支援は着実に実施しているが、B C P策定後の事業者を対象としたB C Pの実効性を確保するための継続的なフォローアップが必要である。
- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」の策定支援やB C Pの策定支援に取り組む必要がある。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む必要がある。また、種苗生産施設においてもB C Pの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるB C Pの策定を促進する必要がある。
- 農業者のB C P策定を促進するため、園芸産地等を対象とした施設・機械導入を支援する事業において、B C P作成の取組をポイント化しており、継続する必要がある。また、

県内のすべての卸売市場で地震、風水害、感染症を対象にしたBCPを策定済みであり一定の脆弱性は回避しているものの、老朽化した施設の改修や災害対応設備の導入が必要な施設があり、施設整備の促進が必要である。

(首都圏等からの本社機能の誘致)

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き、取組みを推進していく必要がある。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する必要がある。
- 水素ステーションなどでのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市町村消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持しておく必要がある。

4-3) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJA全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築しており、今後も非常時に備え、引き続き体制を維持する必要がある。

- J A全農岐阜との協定等に基づき、引き続き備蓄場所ごとの備蓄量を把握する必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

4-4) 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の整備推進等)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める必要がある。
- 作成した渇水対応タイムラインを活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める必要がある。

4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により難しくなるため、地域共同活動を引き続き支援していく必要がある。
- 棚田地域における土砂崩壊を防止するため、過疎化や高齢化が顕在化している棚田地域の保全活動に対し支援していく必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対し支援する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 県土の8割を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的

機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせ、防災・減災対策につなげる取組みを推進する必要がある。

- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する必要がある。また、令和5年度に策定した市町村が主体となった間伐実施計画の実行に向けた指導や支援を行っていく必要がある。
- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって県産材需要を拡大し、県内の森林整備の促進につなげていく必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、引き続き「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成・定着を図るとともに、森林技術者の育成に必要な指導体制の強化を図る必要がある。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるため、防除対策を推進する必要がある。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取組を更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む必要がある。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐには、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取組、境界や権利者の明確化を通じ、施業の集約化が図れるよう制度や技術の活用の研修会や、所有権整理に関する法的な検討会を通じて流域内の森林整備を行うことが重要である。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法を普及する必要がある。
- 被災経験豊富な熟練職員の退職、被災経験がない若手職員の増加、慢性的な職員不足による技術力向上のための研修企画及び研修への参加が困難な状況で、年々職員の災害対応スキルが低下しており、技術継承に向けた取組みが必要である。また、災害発生時に迅速に災害状況を調査するため、林道災害研修の実施や倒木処理、折損木処理等の技術の取得、手引きの作成等が必要である。

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市町村、電気事業者及び県関係部局が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先に、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。

- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行い、電力・通信の重要施設リストを作成・更新する必要がある。また、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者及び通信事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定を活用し、連携・協力体制を強化する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）【再掲】

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する必要がある。【再掲】
- 引き続き各市町村に対する、上水道施設における耐震化の現状の周知などにより、市町村における上水道施設や基幹管路の耐震化を促進させる必要がある。【再掲】
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。【再掲】
- 流域下水道の老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に進める必要がある。また、市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

【再掲】

（下水道における業務継続体制の整備）

- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、さらに下水道BCPをブラッシュアップする必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取組みを検討するとともに、地産地消型の木質バイオマス発電、熱利用施設の導入等を推進する必要がある。
- 木質バイオマス発電は、近年F I T法にもとづく民間・商業ベースでの導入が県内各地で進んだ結果、一定程度の体制が構築されたが、木質燃料の安定供給の確保を図るため、引き続き各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する必要がある。

(燃料供給体制の強化)

- 県では県石油商業協同組合と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、S S 過疎地等においても燃料供給途絶が生じないよう連携体制を継続する必要がある。
- 災害時に警察や消防等の緊急車両への優先給油を行う中核S Sを適切に活用できるよう、関係機関との連携手順を確認するための防災訓練を継続的に実施する必要がある。また、災害時には、石油関係団体との協定等を活用し、被災者への迅速な燃料供給に取り組む必要がある。

(運輸事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。また、物流分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援に取り組む必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、多くの倒木が発生し、道路啓開に時間を要したことから、緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの私有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実に実施する体制を確保する必要がある。【再掲】

- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。【再掲】

(無電柱化の推進)

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく必要がある。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入した応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的にリエゾンの派遣を行うなど、情報連携体制の構築を図る必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 令和6年能登半島地震では、東海北陸自動車道が被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を担ったことから、東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、地理的制約から道路ネットワークが限られていたため、被災者の安否確認や支援物資を届けるのが困難な状況であったことから、日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの強化を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等の整備を進めていく必要がある。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機や除雪基地の増強、カメラ等の観測機器の整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る必要がある。【再掲】
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板・回転灯・遮断施設により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく必要がある。また、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等を整備する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進めていく必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、工事が円滑に進むよう関係機関等と調整を図る必要がある。

(鉄道施設の防災・減災対策の強化)

- 第三セクター鉄道等の県内地方鉄道について、老朽化した重要インフラの長寿命化に資する補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る必要がある。
- 第三セクター鉄道等の県内地方鉄道について、安全性向上に必要な鉄道施設に対する設

備投資や改修等を実施し、安全・安定輸送の確保を図る必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)【再掲】

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。【再掲】
- 地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化が必要である。【再掲】

(無電柱化の推進)【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく必要がある。【再掲】

(道路施設の維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、全国トップクラスの数を有する道路・河川・砂防施設の点検を安全かつ効率的に実施する必要がある。

【再掲】

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕に活用するとともに、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター (MS)」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化や災害の頻発化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。

- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を含んだ県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- 市町村等が実施するごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を進める必要がある。また、被災した場合に迅速に復旧するために、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する必要がある。

(有害物質対策の検討)【再掲】

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。【再掲】

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の確保)

- 大規模災害発生時に、市町村ボランティアセンターの円滑な運営を支援する「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアを円滑に受入できるよう、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成していく必要がある。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動

できるよう連携体制を継続する必要がある。

- 県内の市町村や近隣県が被災した際における復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)【再掲】

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を一層強化・推進する必要がある。【再掲】
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化にも取り組む必要がある。【再掲】
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な運営手順や方法を学ことができる研修を実施するとともに、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。【再掲】
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や管理職や学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通して、校内の危険箇所等の確認の視点や方法についての更なる普及・啓発を図ることが必要である。【再掲】
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う共助の機能が希薄となることから、防災士や消防団など地域において防災リーダーとなりえる人材の育成を図るとともに、こうした防災リーダーによる防災教育や防災訓練を充実させる必要がある。【再掲】

(消防団員、水防団員等人材の確保・育成)【再掲】

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。【再掲】
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、災害対策訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。また、防災に関する意思決定や現場での女性の活躍を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【再掲】
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。【再掲】
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。【再掲】

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持が重要

なことから、地域の課題解決に取り組んでいる地域活動団体等に対して、その活動に関して指導、助言等を行うアドバイザー等を派遣する必要がある。

- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」による産学官一体の取組み、職場環境の改善や人材育成に積極的な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定する制度、「建設ICT人材育成センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する必要がある。

(建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が行き組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

6-3) 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるよう、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊(DRS)や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み(岐阜モデル)を推進する必要がある。

(道路ネットワーク整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等を推進する必要がある。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する必要がある。

- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本県においても、明治24年の濃尾地震において、液状化による被害が確認されていることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発する必要がある。

(河川構造物の耐震化)【再掲】

- 県内では、数多くの排水機場や樋門等の河川管理施設を管理していることから、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を進めるとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行う体制の整備を図る必要がある。【再掲】

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を継続する必要がある。
- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うため、地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。
- 生活文化・民俗文化の継承には、地域文化やコミュニティの維持・活性化が重要であることから、地方活性化に向けた効果的な方策に取り組んでいく必要がある。
- 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組みを講ずる必要がある。

(環境保全の推進)

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。
- 農業が営まれることにより構成される農作物や農家の家屋、その周辺の水辺や里山など美しい農村風景を維持していくため、農村の持つ様々な魅力を広く情報発信していくとともに、農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援を行う必要がある。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する必要がある。

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)【再掲】

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握に努めるほか、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る必要がある。【再掲】

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておくことが重要となる。このため、国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市町村が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進められるようにする必要がある。また、「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況についても注視し、本県における事前復興の推進に資する必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討しておくことが必要である。

7. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを一層強力に推し進めるため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど県民の防災意識・知識の更なる向上を図る必要がある。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢

者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市町村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験も活かしながら、実効性のある啓発運動となるよう関係者一丸となって取り組む必要がある。

- 「自分の命は自分で守る」の自助・共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日頃、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く県民に普及・啓発を図る必要がある。

(受援体制の強化)【再掲】

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震への支援をベースに整備した「応援人材のデータベース」や災害応援協定を活用するなど、速やかに適切な避難所運営を図れるよう、受援体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣され応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、受援計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行うなど、応援職員の効率的な配置や役割の明確化など受援体制の強化を図る必要がある。【再掲】
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時の応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことなどが必要である。また、支援体制の適切な運用に向けて、県及び市町村の受援計画を見直すとともに、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、支援体制の実効性を維持・向上していく必要がある。
さらに、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、協定の内容の拡充を図るための見直しを適宜行う必要がある。【再掲】

(複合的な災害を想定した対応力の強化)

- 令和5年1月に開庁した新県庁は「災害対策の拠点」として、災害対応に従事する職員や関係機関等が円滑に活動できるようワンフロアの専用スペース「危機管理フロア」を設けていることに加え、大型映像モニターや防災情報通信システム等を整備している。引き続き、複合的な災害も想定しつつ、この危機管理フロアを最大限に活用し、関係機関と連携した対応にあたる必要がある。【再掲】